

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-525 高脂血症又は脂質異常症等に対するリポ蛋白分画の算定について

《令和 7 年 12 月 4 日新規》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

- 1 高脂血症又は脂質異常症の分類時における下記の検査の算定については、原則として認められる。
 - (1) D007「15」リポ蛋白分画
 - (2) D007「21」リポ蛋白分画（PAG ディスク電気泳動法）
 - (3) D007「33」リポ蛋白分画（HPLC 法）
- 2 単なる狭心症又は心筋梗塞に対する以下の検査の算定については、原則として認められない。
 - (1) D007「15」リポ蛋白分画
 - (2) D007「21」リポ蛋白分画（PAG ディスク電気泳動法）
 - (3) D007「33」リポ蛋白分画（HPLC 法）

○ 取扱いの根拠

リポ蛋白は、脂質と蛋白の結合したもので、リポ蛋白分画は高脂血症又は脂質異常症の病態把握等の目的に測定され、特に WHO 分類等の脂質異常症のタイプ分類時に使用されることから、1 高脂血症又は脂質異常症の分類時における上記の(1)から(3)の検査の算定は、原則として認められると判断した。

一方、単なる狭心症又は心筋梗塞に対してリポ蛋白分画を測定する医学的必要性は低い。

以上のことから、2 単なる狭心症又は心筋梗塞に対する上記(1)から(3)の検査の算定は、原則として認められないと判断した。